

令和3年度 臨時教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和4年2月22日（火）午後3時00分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 会議室
- 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）川原悟
（教育委員）長下亜希 （教育委員）橋本茂子
（教育長）粒崎秀人 （教育次長）岡木徳人 （総務係長）遠岳祐二

- 教育長挨拶

- 議題

（1）議案審議

議案第24号令和4年度東彼杵町立小・中学校人事異動の内申について
議案第25号東彼杵町教育委員会学校教育係指導主事の設置に関する規則について

議案第26号東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

（2）協議事項

「学校給食への異物混入防止及び混入時対応マニュアル」の改訂について

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時00分

教育長挨拶

臨時教育委員会への出席のお礼とキャリア教育優良団体として東彼商工会青年部の東彼杵支部が文部科学大臣表彰を受賞し、その伝達式を執り行つたことを報告する。

議題

(1) 議案審議

教育長

審議の前にお諮りします。議案第24号は人事案件でありますので、会議を非公開とし、議事録に詳細を記載することを省略したいと考えますが、ご異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

(議案第24号令和4年度東彼杵町立小・中学校人事異動の内申についての審議内容については記載を省略する。)

教育長

議案第24号令和4年度東彼杵町立小・中学校人事異動の内申については、原案のとおり承認することに決定します。

次に議案第25号東彼杵町教育委員会学校教育係指導主事の設置に関する規則についてを議題とし、審議を行います。

本案について事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

提案の理由を説明します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の規定に基づき、教育委員会学校教育係に指導主事を設置するにあたり、その設置に関して規則を整備する必要があるため、教育委員会の承認を求めるものです。

(資料により規則の内容を説明する。)

教育長

これから質疑を行います。

川原委員

指導主事は教育委員会の事務局に在籍することになるのですか。

教育長

在籍は事務局です。

橋本委員

4月からは学校教育指導員と指導主事の2名体制になるのですか。

教育長

学校教育指導員に代えて指導主事を配置します。

現在の学校教育指導員は週4日勤務ですが、指導主事は週5日勤務となります。

山口委員

規則の第3条に指導主事の職務が規定されていますが、現在の学校教育指導員の先生もこれと同じような職務を行っているのですか。

教育長

規則第3条に規定する職務は大きく括っています。

現在の学校教育指導員には教育面を中心にお願いしており、規則の第3条に規定する職務とほぼ同様ですが、指導主事には人事面も含めて担ってもらうことになると考えています。

橋本委員

県教委の会議にも出席されるのですか。

教育長

本町の代表として、学力向上や児童生徒指導関係などの会議に出てもらうことになります。

川原委員

指導主事の上司としては、教育長になるのですか。

教育長

学校教育係に配置しますので、係長、教育次長も上司になります。

教育長

他に質疑はありませんか。

質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

これから、議案第25号東彼杵町教育委員会学校教育係指導主事の設置に関する規則についてお諮りします。

意見はございませんか。

教育長

意見が無いようですので、異議無しと認めます。

従いまして、議案第25号東彼杵町教育委員会学校教育係指導主事の設置に関する規則は、原案のとおり承認することに決定します。

次に、議案第26号東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、審議を行います。

本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

提案の理由を説明します。

歴史民俗資料館に展示している本町の歴史的文化遺産の利用促進を図り、来館者の増加を促すために常設展示の観覧料を無料とする条例の一部改正を町議会に上

程することについて、教育委員会の承認をお願いするものです。

毎年度の観覧料の合計は7万から8万程度であり、その収納事務に従事する職員の負担軽減にも繋がるものと考えています。

(資料により、条例に一部改正の内容を説明する。)

教育長

これから質疑を行います。

山口委員

歴史民俗資料館の年間維持費はどれくらいですか。

教育次長

町職員の学芸員が1名常駐しており、その他に会計年度任用職員3名が勤務していますので、人件費が最も大きく1千万円は超えています。

全体の維持費としては年間数千万円が掛かっていると思います。

川原委員

県展の移動展なども過去には開催されていましたが、その時には来館者は増えているのではないですか。

教育次長

特別展の時には来館者は増えていますが、有料の常設展示までの入館には繋がっていないようです。

補足説明ですが、常設展示の無料化については、歴史民俗資料館運営委員会の委員にも意見をお聞きしており、全員から賛成するとの意見を頂きました。

教育長

他に質疑はありませんか。

質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

これから、議案第26号東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてについてお諮りします。

意見はございませんか。

教育長

意見が無いようですので、異議無しと認めます。

従いまして、議案第26号東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定します。

なお、議案第26号東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、議会の議決が必要でありますので、町長に対して条例の一部改正を議案として議会に上程されるよう申し入れます。

以上で議案の審議を終わります。

(2) 協議事項

「学校給食への異物混入防止及び混入時対応マニュアル」の改訂について

教育次長

2月の定例教育委員会で途中経過を報告していましたが、改訂内容を取りまとめましたので説明いたします。

現行のマニュアルの改訂に加えて、異物混入等の情報公開についても新たに定めることにしました。

改訂の主なものは、冒頭に文科省策定の「学校給食衛生管理基準」の遵守と、それに定めの無い事項でも衛生管理に注意を払うこと、また関係者全員が的確な判断と迅速な対応を徹底し、安全・安心と信頼を確保することを明記しました。

改訂では、施設関係、食材関係及び調理関係のそれぞれで現行よりも更に細かく注意事項を定め、器具等の定期点検の徹底と点検記録表を定め、情報共有が図れるようにしました。

また、給食に異物が混入した可能性がある場合の対応も新たに定め、給食停止や代替え給食の措置に関する規定を設けました。

これまででは、異物混入が発生した場合、保護者への文書報告のみを行っていましたが、教育委員と学校給食センター運営委員にも報告を行うように改め、更に事案に応じて県教委や県保健所への報告や報道機関への情報公開も規定しました。

(詳細は、資料により説明する。)

質疑

山口委員

調理場と学校、それぞれの場合に対応して細かく規定されていますが、給食の食材に混入している場合などは考えられないのでしょうか。

教育次長

食材に異物が混ざっている事も十分考えられます。過去にもそのような事例はありました。

食材の納入業者には、異物混入防止の指導を行っています。

納入された材料は、下処理の段階で入念な点検を規定していますし、下処理後の調理の段階においても、異物の混入が無いか複数の職員で確認するように定めました。

(他に質疑、意見なし)

教育次長

ご意見が無ければ、お諮りしました改訂マニュアルに沿って今後運用していく事でよろしいでしょうか。

教育委員全員

異議無し。

教育次長

本日の議題は以上です。

千綿小学校の卒業式及び令和4年度の彼杵小学校の入学式に教育長代理として橋本委員が出席することを決定し、16時50分閉会する。

議事録署名

令和4年4月6日

教育委員 山口直登 
教育長 粟崎秀人 